

お知らせ

今年も税金相談会が開催されます。予約制ですので、組合事務所までご連絡ください。

【日程】2月14日より

【場所】組合事務所

朝志和

発行所

埼玉土建一般労働組合朝志和支部
〒351-0007 朝霞市岡3-24-37
TEL048-462-1303 FAX048-463-7059
《発行人》朝志和支部教育宣伝部
第201号 定価30円
(機関紙代は組合費に含まれています)
MAIL asashiwa@saitama-doken.or.jp

2022年春の拡大月間 全県決起集会

要求実現にむけ、埼玉土建を更に大きく

苦しむ仲間へ寄り添い

春の拡大月間成功に向け

2月1日、19時から本部と全県各支部をWEBで繋いでの「全県決起集会」が開催されました。全県から413人、朝志和支部から15人が参加しました。

上田副委員長の司会で始まり、斉藤中央執行委員長より「全支部で班会議が始まり、仲間の繋がりの重要性が再確認できた。この仲間の繋がりを重視し、夢が持てる拡大月間としたい。現在の長引くコロナ不況は政治の責任が問われる。我々は声を上げ続けなければならぬ。春の拡大月間を



決意表明を行う支部役員＝組合事務所にて

告がありました。休憩を挟んで全支部からの決意表明が行われ、朝志和支部からは名雪組織部長より「コロナの不況を打開するため。要求実現の声を広げるため。拡大目標達成に向けて。100人の支部目標達成にむけて今月間も頑張るぞ」と力強い決意表明がありました。決意表明終了後、小峰副委員長より閉会あいさつ、本部古沢青年部書記次長による団結カンパニーにより終了しました。

大野知事がかけつけ 新しく踏み出す年に 本旗びらき

1月9日(日)、ホテルプリランテ武蔵野で行われた2022旗びらきは、来賓など含めて159人が参加しました。朝志和支部からは丸山副支部長、藤原常任執行委員が参加しました。

齊藤委員長は、昨年の建設アスベスト訴訟での国との歴史的和解について「菅首相(当時)が謝罪をして、裁判を起こさないでも被害者が救済される道が開かれたことは、運動の大きな成果だ」とあいさつがありました。



本部と全支部をWEBで繋いでの決起集会



2022旗びらきの様子＝プリランテ武蔵野

んご感染防止への努力に敬意と感謝を申し上げる」と述べてから「埼玉土建から要望のあったPCR検査の徹底については、今希望する人には無料で検査をおこなえるようにした。やはり検査は第一歩だ」と報告。「昨年、埼玉県は150周年

年、埼玉土建は50周年を迎えた。今年は未来に向けた新しい一歩を踏み出す年だ。埼玉土建の力も借りながら前にすすめる年にしていきたい」とのあいさつがありました。

その後、来賓あいさつが続ぎ、ザ・ニュースペーパーによる政治風刺コメントの後、澁木青年部長の団結カンパニーで終了しました。

▼「カーボンニュートラル」という言葉を最近よく聞く。「二酸化炭素の排出をゼロにするのは現時点で無理であり、排出した二酸化炭素と同量を吸収または除去することで差し引きゼロ。つまり中立(ニュートラル)状態にする」という意味らしい。地球温暖化の影響は海水の上昇など人間を始めとする動植物の生存に致命的な影響を及ぼすことが確実視されている。

我々の暮らしのなかで大きく変わるのは、化石燃料(石油)を燃焼させて動力を得る内燃機関搭載車。すなわち「ガソリン車」の電動化(EV化)。私のように車やバイクが好き人間にとってはみると何とも寂しい話である。しかし、川崎重工とヤマハ発動機は二輪車向けの水素エンジンの協同研究の可能性について検討を開始。今後はホンダとスズキも加えた4社で二輪車の分野で内燃機関を活用したカーボンニュートラル実現への可能性を探っていく予定だという。携帯電話の通信会社が手を取り合えないこと比べ、何と素晴らしいことか。いつか私もガソリン動力でない大型バイクに乗るだろう。

前進



倉部和弘さん=埼玉共同会計

新型コロナウイルスを乗り越える インボイス制度の影響について

今月は税理士法人埼玉共同会計の倉部和弘さんに23年10月から実施される「インボイス制度（適格請求書保存方式）」による影響について井口書記が取材を行いました。

消費税課税事業者が インボイス発行事業者

井口：インボイス制度の概要を教えてください。
倉部：23年10月よりインボイス制度が実施されます。制度導入後は、通常の請求書が「インボイス（適格請求書）」と呼ばれる形式に変更となります。これは売り手が買手に対し、適用税率・消費税額などを明確にすることを目的とされています。23年10月より消費税仕入税額控除を行うためにはインボイス（適格請求書）の保存が必要となります。言い換えると、

適格請求書でない従来通りの請求書だと消費税仕入れ税額控除ができないということとなります。当然組合員の皆さんが仕事をもっている会社からも「インボイスで請求をあげて欲しい」となるかと思えます。しかし、適格請求書を発行することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。この登録は課税事業者が登録を行うことにより交付されます。登録をうけるかどうかは事業者の任意

とされています。つまり、適格請求書発行事業者になるためには、「消費税課税事業者」となる必要があります。消費税では、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者は消費税の納税の義務が免除されます。基準期間における課税売上高とは、個人事業主の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度の課税売上高のことをいいます。新設法人で、設立一年目や二年目で基準期間がない場合は、原則として消費税の納税義務はありません。（資本金の金額や特定新規設立法人に該当する場合は納税の義務が発生します）井口：私の父親は防水屋で30年ぐらい前に見た給

与明細には総支給が38万円だったのを覚えています。昭和の時代から賃金・単価が上がっていない建設業でいうと、負担が増えることになるんですか
倉部：その通りです。現在、消費税課税事業者は税務署に申請を出して、インボイス発行事業者となれば問題ありません。問題なのは、売上1000万円を超えていない免税事業者です。井口さんも言っているように建設

事業者の収入は40年増えていないと言っても言い過ぎではないでしょう。当たり前ですが、昭和の時代から物価は上がっているの、生活は苦しくなっているはずですよ。免税事業者が選ばないといけないのは①売上1000万円を超えていないが、消費税課税事業者となり事業を行っていく②23年10月以降も免税事業者として事業を行っていくのどちらかの選択になります。

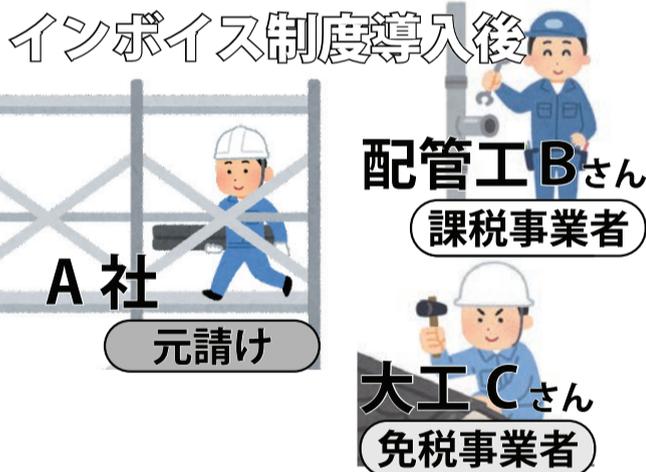
制度に反対しながら 免税事業者は選択を

①の場合、配管工のBさんはインボイス発行事業者となり、問題はありません。しかし、大工のCさんは、23年の10月以降A社からインボイスでの請求書を要求されること予想されます。取引を継続していくため、課税事業者となりインボイスの発行をおこなうようになります。②のインボイスでの請求書が要求さ

れない場合、A社はCさんに支払った消費税分が仕入れ控除できないため、10パーセント減での支払いとなるのが想定できます。金額的に言うとCさんは10パーセントの値引きをされ続けていることとなります。Cさんの売上が500万円と仮定するとインボイス導入前には税込み550万円の入金となります。し

かし、10パーセント値引きされると500万円の入金となります。減額される金額は50万円です。仮に、Cさんが課税事業者となり、インボイス発行事業者となると、納める消費税は簡易課税（第4種）で計算すると20万円ということになります。私自身も土建さんも

インボイス導入反対の立場ですが、制度は23年10月より導入されます。免税事業者の方が課税事業者となり、インボイス発行事業者となる特例の期限は令和5年3月31日です。仕事をもらっている先としっかり話をして、どうするかを決めなくてはいいけません。



インボイスを発行できない大工Cさんからの請求については、元請けA社は「消費税の仕入れ税額控除」ができません。



- 1 鋼板
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22

- ① 北海道の小中・高校は他の地方より長いとか
- ② 水蒸気が凝結して白く見えます。雲も同じ
- ③ ご飯と具を炒めたもの
- ④ 的なハスキーボイス
- ⑤ 高齢者や子どもはどの話まらせに要注意
- ⑥ アウトラインのことです
- ⑦ 英語では「コメディール」
- ⑧ インフルエンザでも
- ⑨ タンチョウツルで有名。日本最大の：湿原
- ⑩ 外から見えないうようにカーテンで……をします
- ⑪ 利益を見込んでの出資
- ⑫ 飲食店で接客業務をする人
- ⑬ 鍵をかけることです
- ⑭ 作文のことです
- ⑮ 山梨県：野原市、長野県：田市
- ⑯ 非公式ですが、日本の国鳥
- ⑰ ローレイクといえは……
- ⑱ 原子番号は47
- ⑳ 陸と陸の間の狭い海峡
- ㉑ 垂鉛をめぐらした薄い鋼板

当選者は、発送を持って代えさせていただきます。



正解者には抽選で5名に図書カードを進呈
宛先：支部教宣部あて締切：二五日消印
・ヨコのカギ
・タテのカギ